

2026年度私費外国人留学生授業料減免募集要項・4月入学対象

本学の「私費外国人留学生授業料減免」制度は、経済的理由によって授業料の支弁が困難な私費留学生に対し、授業料の減免により修学を支援することを目的としたものです。

本制度の適用を希望する学生は、以下申請資格を満たしているか確認の上、必ず期限までに必要な手続きを行ってください。

【申請資格】

- 1) 大学・大学院の正規課程に所属していること
- 2) 在留資格が「留学」であること
- 3) 学納金が納付期限までに納められていること
- 4) 今年度6月～7月の出席率が平均8割以上であること
- 5) 2025年度本学に正規生として在籍していた者に関しては、日本学生支援機構が実施するGPA基準で2.30以上であること。(本学のGPAとは異なります。GPAの計算表を添付していますので、ご自身でご確認ください。また、国際課前(清光会館4階)に授業料減免対象学生の学籍番号を掲示しています。)
- 6) 経済基準を満たすもの
 - ・本国からの仕送りは月平均9万円以下を目安とする。但し授業料等学納金は除く。
 - ・他の奨学金受給限度額は月10万円以下とする。
 - ・住居費は5万円以下を目安とする。
- 7) 国民健康保険の支払いをしていること。

※以下に該当する者は申請資格がありませんので、注意してください。

- a. 交換留学生、別科生、国費生
- b. 既に授業料減免が適用され、海外協定校より本学に入学した1年生／編入した3年生
- c. 今年度留年中、休学中の者
- d. 学業成績が不振で、成業の見込みがないと認められる者
- e. 経済的に困難な状況であると認められない者
- f. その他、本学学則やその他法律・規則、本学学生としての品性に問題があると認められる学生

【採否に関して】

学内の厳正な審査により減免適用者を決定したうえで、9月に送付する秋学期の授業料振込依頼の際に、減免適用者には今年度の年間授業料から3割を減免した金額の振込用紙を発送します。減免が適用されたか否かに関しては、振込用紙の請求金額でご確認ください。

【提出書類】

- ① 授業料減免申請書
- ② 在留カードの写し（表面）・（裏面）
- ③ 健康保険の支払証明書類の写し
以下のいずれか1点を提出
 - ・ 資格確認書
 - ・ 国民健康保険領収証書（2026年3月期限の納付書の控え）
 - ・ 国民健康保険税 納付証明書または確認書（市役所の窓口で申請）
- ④ 賃貸借契約書の写し
- ⑤ 提出物チェックリスト

【授業料減免申請提出期限】

6月4日(木) 17:00 必着

以上